

令和５年度 鹿本高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

(運動部)

陸上競技・駅伝、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、テニス、バドミントン、卓球、野球、柔道、剣道、弓道、水泳、サッカー、ダンス、ハンドボール

(文化部)

写真、科学、吹奏楽、美術、書道、茶道・華道、家庭、ギター・マンドリン、合唱、百人一首競技かるた、(考古学)

2 目標

- (1) 運動技能や体力を向上させるとともに他者を尊重し、かつ協働する精神や公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、心の成長を図りながら徳・知・体の調和のとれた人間を育成する。
- (2) 同年齢や異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、活動を通して自己肯定感を高める。
- (3) 芸術・学術文化等の活動に親しみ、多様な創作・表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性を養う。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、原則5日以内とする。このうち、月～金曜日までの1日(部活動毎で設定)は休養日とし、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末に大会参加や遠征等及びシーズンに応じて活動が異なる場合は、年間を通じて105日以上(振替休養日)を設けることで振替ができるものとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、活動を中止とする。ただし、高体連、高文連、高野連主催大会へ考査期間中及び期間後に参加する場合は、「特別練習許可願」を提出し、校長の承認を得ることと1時間程度の活動ができることとする。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

- ア 平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。
- ウ 大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝の活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する部活動は、「特別練習許可願」を提出し、事前に校長の承認を得ることとする。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満とする。

(3) 完全下校時間

平日	19:30
休業日及び長期休業期間	18:30

(4) 休養日

ア 月～金曜日までの1日

イ 定期考査の一定期間

1 学期中間考査（5月中旬）

1 学期期末考査（6月下旬）

2 学期中間考査（10月初旬）

2 学期期末考査（11月下旬）

3 学期学年末考査（2月中旬）

ウ 閉庁日

夏季学校閉庁日

冬季学校閉庁日

エ 各部で定める休養日（振替休養日を含む）

オ 上記ア～エにおいて年間通じて105日以上の休養日を設ける。

4 練習試合・合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、各部活動の顧問が1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合・合宿届」を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

(1) 参加方法

各種大会への参加は、高体連、高文連、高野連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

(2) 参加回数

各部活動が1年間に参加する高体連、高文連、高野連主催・共催以外の大会数の上限は、10回とする。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

各顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で部活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。なお、練習計画については、鹿本高校HPに掲載する。